

基本規程 A No. 10	定 款	制 定 : 令和3年 7月14日 主 管 部 : — — —
改 正 ・ 実 施 日 1) 令和3年 7月14日 制 定 2) 令和4年 9月28日 改 正 3) 令和5年 3月 2日 改 正		

目 次

	頁
第 1 章 総 則 - - - - -	3
第 1 条 (商 号)	
第 2 条 (目 的)	
第 3 条 (本店の所在地)	
第 4 条 (機 関)	
第 5 条 (公告方法)	
第 2 章 株 式 - - - - -	4
第 6 条 (発行可能株式総数)	
第 7 条 (自己株式の取得)	
第 8 条 (単元株式数)	
第 9 条 (単元未満株式の売渡請求)	
第 10 条 (単元未満株式についての権利制限)	
第 11 条 (株主名簿管理人)	
第 12 条 (株式取扱規則)	
第 13 条 (基 準 日)	
第 3 章 株 主 総 会 - - - - -	5
第 14 条 (招 集)	
第 15 条 (招集権者および議長)	
第 16 条 (電子提供措置等)	
第 17 条 (決議の方法)	
第 18 条 (議決権の代理行使)	
第 19 条 (株主総会の議事録)	
第 4 章 取締役および取締役会 - - - - -	6
第 20 条 (取締役の員数)	
第 21 条 (取締役の選任方法)	
第 22 条 (取締役の任期)	
第 23 条 (補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)	
第 24 条 (取締役会規則)	
第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)	
第 26 条 (取締役会の決議方法)	
第 27 条 (取締役会の決議の省略)	

- 第 2 8 条 (重要な業務執行の決定の委任)
第 2 9 条 (代表取締役)
第 3 0 条 (執行役員および役付執行役員)
第 3 1 条 (取締役会の議事録)
第 3 2 条 (取締役の報酬等)
第 3 3 条 (取締役の責任免除)

第 5 章 監査等委員会 - - - - - 8

- 第 3 4 条 (監査等委員会の招集通知)
第 3 5 条 (監査等委員会の決議方法)
第 3 6 条 (監査等委員会の議事録)
第 3 7 条 (常勤の監査等委員)
第 3 8 条 (監査等委員会規則)

第 6 章 会計監査人 - - - - - 8

- 第 3 9 条 (会計監査人の選任)
第 4 0 条 (会計監査人の任期)
第 4 1 条 (会計監査人の報酬等)

第 7 章 計 算 - - - - - 9

- 第 4 2 条 (事業年度)
第 4 3 条 (剰余金の配当等)
第 4 4 条 (配当金の除斥期間)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、DNホールディングス株式会社と称する。

英文ではDN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む海外会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
 - (1) 土木、建築に関する工事の調査、企画、立案、設計、工事監理およびこれらに関するコンサルティング
 - (2) 測量およびこれに関するコンサルティング
 - (3) 地質および土質に関する調査、計測、評価ならびにこれらに関するコンサルティング
 - (4) 資源開発に関する計画、調査、設計、施工およびこれらに関するコンサルティング
 - (5) 環境に関する調査、計測、評価、設計ならびにこれらに関するコンサルティング
 - (6) 都市計画・都市開発・地域開発に関する企画、調査および設計ならびにこれらに関するコンサルティング
 - (7) 公共施設またはこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営ならびにこれらに関するコンサルティング
 - (8) 情報処理システムおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸ならびに情報処理ならびにこれらに関するコンサルティング
 - (9) 土木、造園、造成、建築工事および資源開発に関する工事の請負
 - (10) 計測機器、調査機器、装置の開発、製造、販売および賃貸
 - (11) 再生可能エネルギーによる発電事業およびその事業開発、管理、運営ならびに電気および熱の供給、販売
 - (12) 労働者派遣事業
 - (13) 不動産の売買、貸借、仲介および管理
2. 前各号に関連、または附帯する一切の業務および投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,900万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等にて自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、買増しという。)を当会社に対し請求することができる。

(単元未満株式についての権利制限)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

（招 集）

第14条 定時株主総会は毎年9月に、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長執行役員を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に定めた社長執行役員を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権のある他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主またはその代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第19条 株主総会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名以内を置く。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第23条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定められた取締役がこれを招集し、議長となる。予め定められた取締役に事故があるとき

は、取締役会において予め定められた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の招集は、取締役会の日日の3日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当会社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（代表取締役）

第29条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（執行役員および役付執行役員）

第30条 取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規則による。

2. 取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員1名、取締役の中から副社長執行役員若干名を選定する。

（取締役会の議事録）

第31条 取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

（取締役の報酬等）

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取

締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第34条 監査等委員会の招集は、監査等委員会の日の3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議方法）

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員の議事録）

第36条 監査等委員会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（常勤の監査等委員）

第37条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第38条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第42条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日とする。

（剰余金の配当等）

第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（配当金の除斥期間）

第44条 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息をつけない。